



一定面積以上の土地取引には届出が必要です

ホームページ



土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

届出の対象となる面積：都市計画区域内 5 千㎡以上または都市計画区域外 1 万㎡以上

届出者：土地の権利取得者（買主等）

届出期限：契約締結日から 2 週間以内 ※提出期限を過ぎた場合でも、必ず届出書の提出が必要です。

提出書類：各 2 部 ※メールでの提出の場合には電子データ各 1 部（添付書類含む）

- ①土地売買等届出書 ②土地売買等契約書の写し
- ③土地およびその付近の状況を明らかにした 1/5, 000 以上の図面
- ④土地の形状を明らかにした 1/500 から 1/2, 000 程度の図面（公図、測量図等）
- ⑤委任状（代理人が届出する場合）

その他：届出をしないと法律で罰せられることがあります。

提出様式や制度の詳細は町ホームページをご覧ください。

届出・問合せ 政策推進課 政策推進係 ☎ 21-2117



財政の健全化判断比率等のお知らせ

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、地方自治体は毎年度決算時に健全化判断比率と資金不足比率を算定し、公表することが義務づけられています。

この比率は財政の健全度を示すもので、健全化判断比率のいずれかの比率が基準を超えた場合は、起債の借入が制限されるなど、将来のまちづくりに様々な影響を及ぼすことになります。

令和 7 年度 健全化判断比率	余市町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 一般会計の赤字の比率 (算定の結果比率はありません)	(-) —	(14.43%以上) 14.31%以上	20.0%以上
○連結実質赤字比率 全会計を対象とした赤字額の比率 (算定の結果比率はありません)	(-) —	(19.43%以上) 19.31%以上	30.0%以上
○実質公債費比率 一般会計が負担する元利償還金（返済）の比率	(4.9%) 4.5%	25.0%以上	35.0%以上
○将来負担比率 一般会計が将来負担すべき負債の比率 (算定の結果比率はありません)	(-) —	350.0%以上	

() は前年度数値

○令和 7 年度 資金不足比率：公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す指標（経営健全化基準：20%以上※）

※資金不足比率＝資金の不足額÷事業の規模

町では水道事業会計・下水道事業会計が対象ですが、いずれの会計も資金不足が無いため、比率はありません。令和 7 年度決算における本町の各指標はいずれの比率も早期健全化基準を下回っており、今後も基準を超えることのないよう健全な財政運営に努めます。

問合せ 財政課 財政係 ☎ 21-2114

広告

あなたの悩みに
コタエを出します

面談 電話 完全無料

相談予約ダイヤル **0134-23-8373**

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

気軽に電話で相談 **011-281-8686**

1回15分 相談無料

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 おたる法律相談センター

広告

Reform
お家のリフォーム・修理

水回り 外部工事 室内リフォーム

高英建設株式会社
KO-EI KENSETSU

【電話・FAX】お気軽にお問い合わせください

0135-25-4028

【現場に出ていると不在あり】
お急ぎの方はケータイ電話に **090-8889-0494**

LINE友達募集
LINEでのお問い合わせOK!

〒046-0015 北海道余市郡余市町朝日町96-24